

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-05-29

第九十五条修正案

(発行年 / Year)

1910



第九十五條修正案 梅謙次郎提出

第九十五條中「又ハ善良ノ風俗ノ七字ヲ削除ス
 (理由) 法律行為ノ善良ノ風俗ニ及スルコト
 ヲ得サルコトハ羅馬法以來 (X. l. l. p. d.)

de divinis regulis juris antiquis § 17) 法律者
 ノ常ニ說シ所ニシテ澳國民法ヲ除ク外
 國ノ立法例モ亦此規定ヲ採用セリ是レ蓋
 シ我法典ノ之ヲ取レル所以ニシテ又原案
 ニ之ヲ存シタル所以ナルヘシ然リト雖モ
 本質ノ見ル所ニ據レハ是レ頗ル法律ト道
 徳トヲ混同シタル規定ニシテ開明ノ今日
 ニ在リテハ到底存スルコトヲ得サルモノ
 ナリ蓋シ風俗ヲ害スヘキ行為ハ多クハ公

ノ秩序ヲ害スヘキモノナルヲ以テ其公ノ
 秩序ニ及スルノ理由ニ依リ之ヲ無効トス
 ルハ則チ可ナリト雖モ公ノ秩序又ハ善良
 ノ風俗ニ及スル行為ト云ハハ必ス後既ハ
 公ノ秩序ニ關係ナキ行為ニシテ而モ道徳
 上善良ナル風俗ニ合致シタル行為ト視難
 キモノヲ辨スヘキハ勿論ナリ若シ然ラハ
 法律ハ其モ社會ノ秩序國家ノ安寧ニ關係
 ナキ行為ニマテ干渉スルモノト謂ハサル
 コトヲ得ス是レ豈ニ今時ノ法律思想ニ及
 スルモノニ非スレテ何ソヤ蓋シ羅馬法ニ於
 テハ法律ノ發達未タ完カラス勸モスレハ
 法律ト道徳トノ境界ヲ認識シタルノ跡ナ

キニ非ス故ニ風俗ヲ害スルノ行爲ハ又同
時ニ法律ニ背クノ行爲ナリト誤信シテ右
ノ規定ヲ誤クタルヲ後世ノ學者立法者共
ニ首驚シテ皆之ヲ必要ナリトスルニ至リ
タルヤ亦知ルヘラス然レトモ羅馬ニ
於テ風俗ナル文字カ(Mos)同時ニ慣習法ノ
意味ヲ有セシコトハ人ノ知ル所ナリ以テ
其法律ト道德トヲ判明ニ區別セザリシヲ
見ルヘシ今第十九世紀ノ終末ニ於テ新ニ
我邦ノ法典ヲ編纂スルニ方リ仍ホ此舊套
ヲ墨守スルハ本質ノ甚ク遺憾トスル所ナ
ルヲ以テ茲ニ此修正案ヲ提出シタリ